

亀岡市監査公表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部 地域福祉課</p> <p>(ア) 基本協定書において、管理運營業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにも関わらず、書面による承諾の手続きを行っていなかった。</p> <p>基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。</p>	<p>基本協定書に基づき、書面による承諾手続きを適正に行うことを徹底することとした。</p>
<p>生涯学習部 市民力推進課</p> <p>(ア) 生涯学習事業助成金の交付について、生涯学習事業助成申込書及び実績報告書が鉛筆書きで提出されているものがあった。また、収支決算書に記入されている支出額と領収書の合計が一致しないものがあった。</p> <p>助成金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導することにより改善されたい。</p>	<p>今後は適正な事務処理と確認を徹底するよう指導した。</p>

(イ) 基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、書面により発注者の承諾が必要と規定されているが、再委託申請書が提出されているにもかかわらず、書面による承諾の手続きを行っていませんでした。

基本協定書に基づき、書面による承諾を行うよう改善されたい。

基本協定書において、管理運営業務の全部又は一部を第三者に請け負わせるために再委託申請書が提出される場合、書面により承諾の手続きを行うよう改善した。